

本校における 医療的ケアについて

本校では、大阪府より登録特定行為事業者の認定を受け、大阪府教育庁の定めたガイドラインに基づいて、医療的ケアを実施しています。

児童生徒本人や保護者等が行っている医療的ケアについて保護者の依頼及び主治医の指示があった場合、校内医療的ケア安全委員会の協議を経て、学校長が承認した児童生徒に対し、以下の通り医療的ケアを実施しています。

（医療的ケアの実施者）

☆教員（介護保険法において一定の研修を受けた教員が特定の者に対して実施）

- ・経管栄養 ⇒ 経鼻チューブ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ・吸引 ⇒ 口腔鼻腔内、気管カニューレ内部の喀痰吸引

☆看護師

- ・教員と同様のケア
- ・上記以外の必要な医療的ケアや緊急時の対応について、保護者の依頼及び医師の指示があれば、本校での実施の可否について校内医療的ケア安全委員会で検討し、学校長が承認したものを実施します。（薬液吸入、酸素療法、導尿 など）

（医療的ケアの申請）

- ・医療的ケアの申請には、保護者からの「依頼同意書」や主治医からの「指示書」が必要です。校内で使用する物品についてもご用意をお願いいたします。また、校内での手続きには多少のお時間をいただきます。手続き完了までの間は、保護者に来校していただき、医療的ケアの協力や引継ぎをお願いしておりますので、何卒ご理解のほど宜しくお願いいたします。

※医療的ケアを希望される方や質問がある方は、個別にお伝えしていきたい
と思いますので、各部主事までご連絡をお願いいたします。